

「気候変動への適応」に関するアンケート調査結果概要(速報)

回収期間:2020 年 2 月上旬から 2 月末

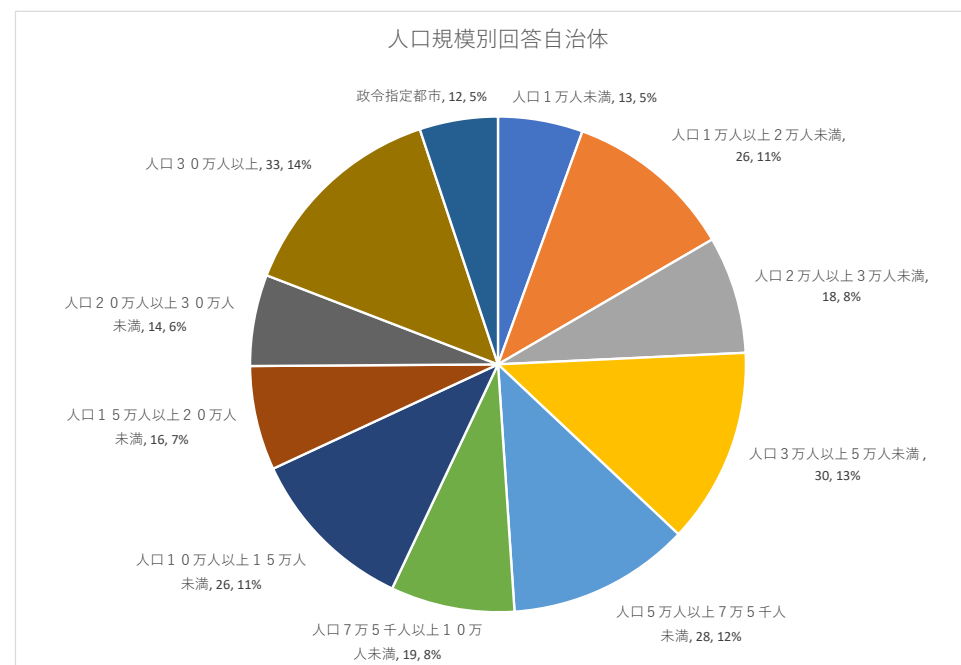
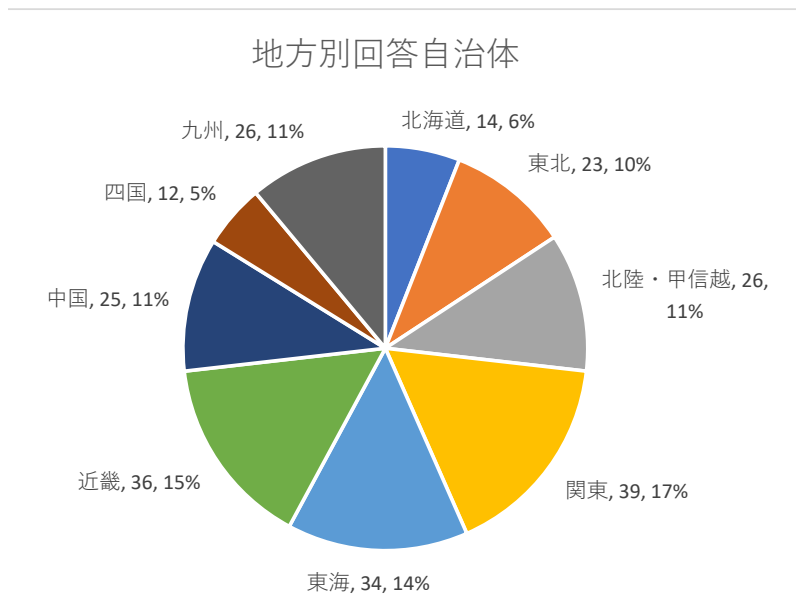
回答数 235 自治体

回答率 50%

2018 年度に当ネットワークが実施した自治体政策評価オリンピックへの参加自治体募集のため収集した自治体リストに掲載された 467 自治体に郵送した。当該リストには 2001～2010 年度に当ネットワークの前身、環境首都コンテスト NGO 全国ネットワークが実施した環境首都コンテストの参加自治体、環境首都創造ネットワークならびに環境自治体会議会員のほか、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs 未来都市をはじめ、比較的環境政策に熱心であると考えられる自治体が入っている。上記のうちメールアドレスがわかっている 265 自治体にはメールでも一斉送信したほか、WEB サイトでも公開した。

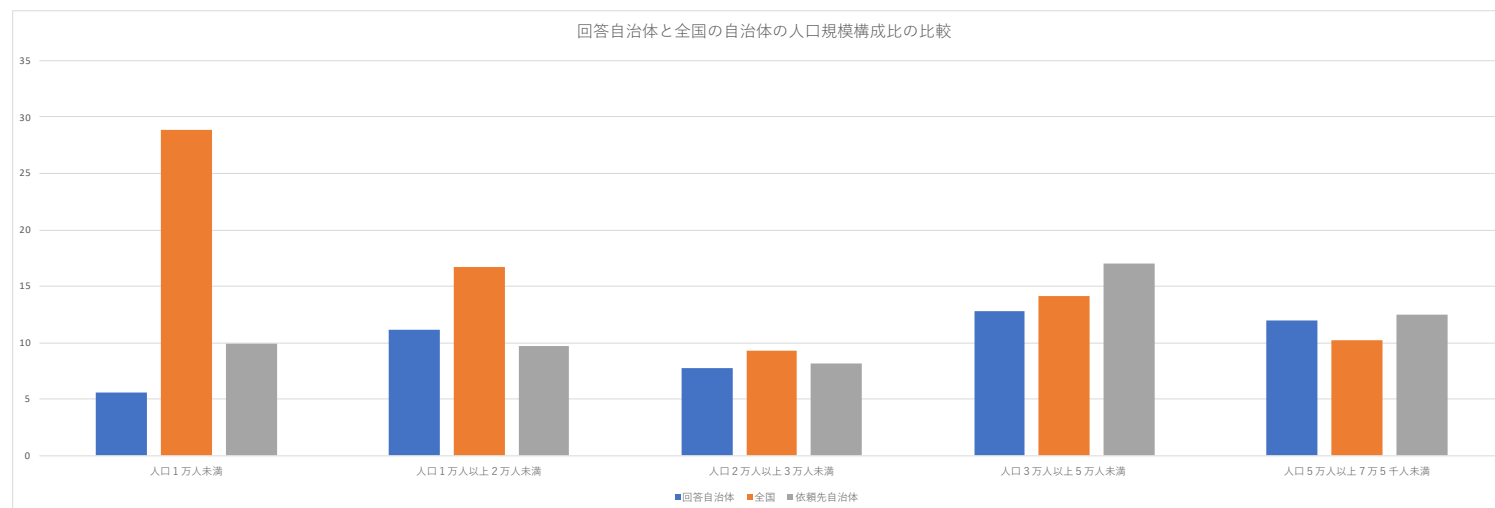
参加自治体の属性について

地方別:すべての地方でまんべんなく回答があった。最も多かったのは関東地方の 39 自治体(17%)であった。続いて近畿地方 36 自治体(15%)、東海地方(14%)と続く。

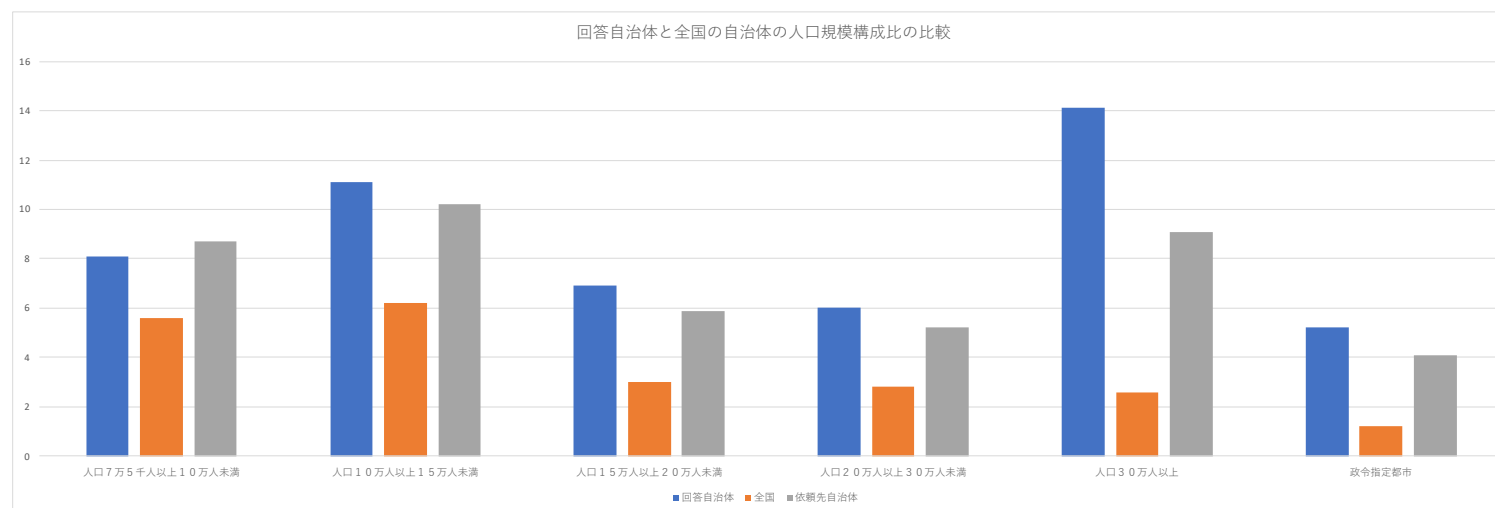


人口規模別：人口 15 万人未満の中小規模自治体が 68.4% (76.2%) を占めた (カッコ内はアンケート回答依頼先自治体の人口規模比率)。依頼した自治体と回答のあった自治体を人口規模別に見ると、人口 10 万人以上では 100% 以上の回答を得たものが多かった。また、全国市区町村の構成比率と比較すると、大規模な自治体ほど回答割合が高い結果となった。

人口 75000 人未満



人口 75000 人以上



問1. 気候変動の影響の発生状況について

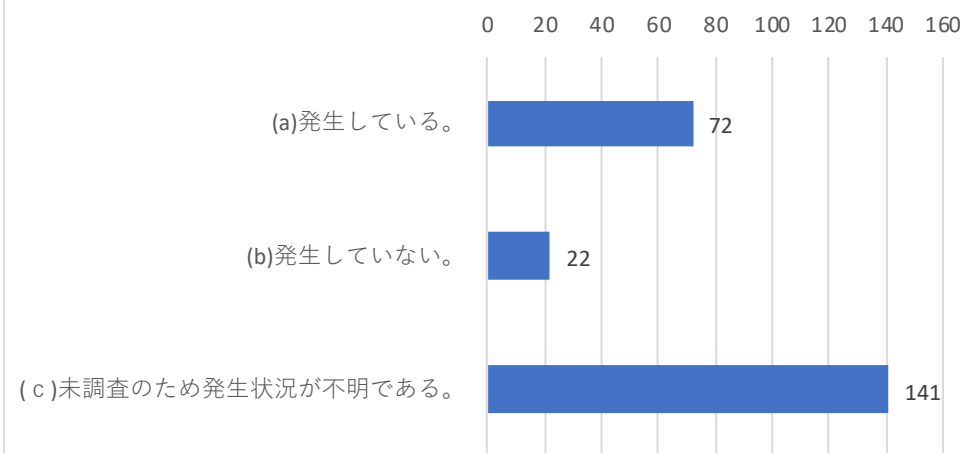
本問では自治体による気候変動の影響の確認度合いを尋ねた。

最も多かったのは「(c)未調査のため発生状況が不明である」の 141 自治体(61%)だった。「(b)発生していない」自治体は 22(9%)あった。「(a)発生している」と回答したのは 72 自治体(31%)だった。

主な発生状況として記載のあったものを分類すると下記の表のようになった。

暑熱による影響、熱中症	9
平均気温の変化	11
降雪量変化	7
集中豪雨、土砂災害	28
台風の大型化、インフラへの被害	10
祭り、イベント中止	2
竜巻	1
生態系の変化	4
農水産物への影響	12

問 1. 気候変動の影響の発生状況について



近年毎年のように全国で発生している異常気象について豪雨や高温による熱中症なども含めれば、各地域が何らかの影響を被っていることは否定できないため、「不明である」との回答には「実感として影響はあると考えられるが、公式かつ客観的な調査結果としてではない」という意味での回答も含まれていると考えられる。一方で「発生していない」という状態が「現象として発生していない」のか「情報が無い」だけなのかは、ここから伺い知ることはできない。

また、「発生していない」と回答した 22 自治体のうち 18 自治体(82%)が、同「(c)策定予定はない」と回答しているのは理解できるが、「すでに発生している」と回答した 72 自治体のうち 31 自治体(43%)が問 2. で「(c)策定予定はない」と回答していることは、必要性はあるものの、何らかの事情で適応策という包括的な対策を計画できない状況にある自治体がかんりの数存在することを示しているのかもしれない。

一方、「影響が不明である」と回答した 141 自治体のうち 16 自治体(11%)が、同「(a)気候変動適応策の計画を、既に策定している。」と回答し、39 自治体(28%)が「(b)気候変動適応策の計画を、現在は策定していないが、策定の予定がある。」と回答した。これらを合計すると、現時点で影響が不明であっても何らかの対策を立てる必要性を認識している自治体も 4 割弱存在することがわかった。

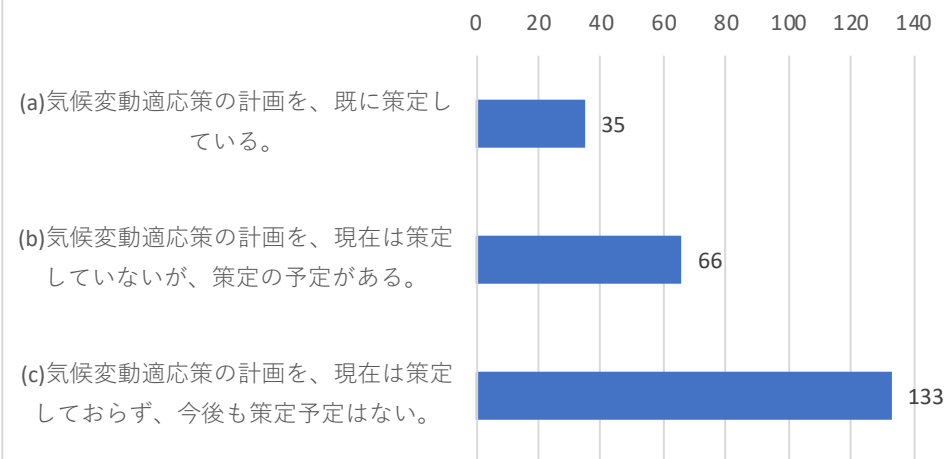
問2. 気候変動への適応に向けた対策について

最も多かったのは「(c)気候変動適応策の計画を、現在は策定しておらず、今後も策定予定はない。」の 133 自治体(57%)だった。一方、「対策のための計画がある、または策定予定」を合わせると 100 自治体(43%)となった。

「(b)策定予定」と回答した自治体では、策定の開始時期について次の表のように回答した。8 割弱の自治体が今後 2～3 年間で策定を予定している。なお、次の問3. とも関連するが、適応策の制度的位置づけとして環境基本計画や地球温暖化対策のための各種計画への盛り込みとしている自治体は、その改定時期を記入しているところが多いと推測される。

2020 年 4 月頃～	10
2021 年 4 月頃～	21
2022 年 4 月頃～	6
2023 年 4 月頃～	2
2024 年 4 月頃～	2
検討中	7

問2. 気候変動への適応に向けた対策について



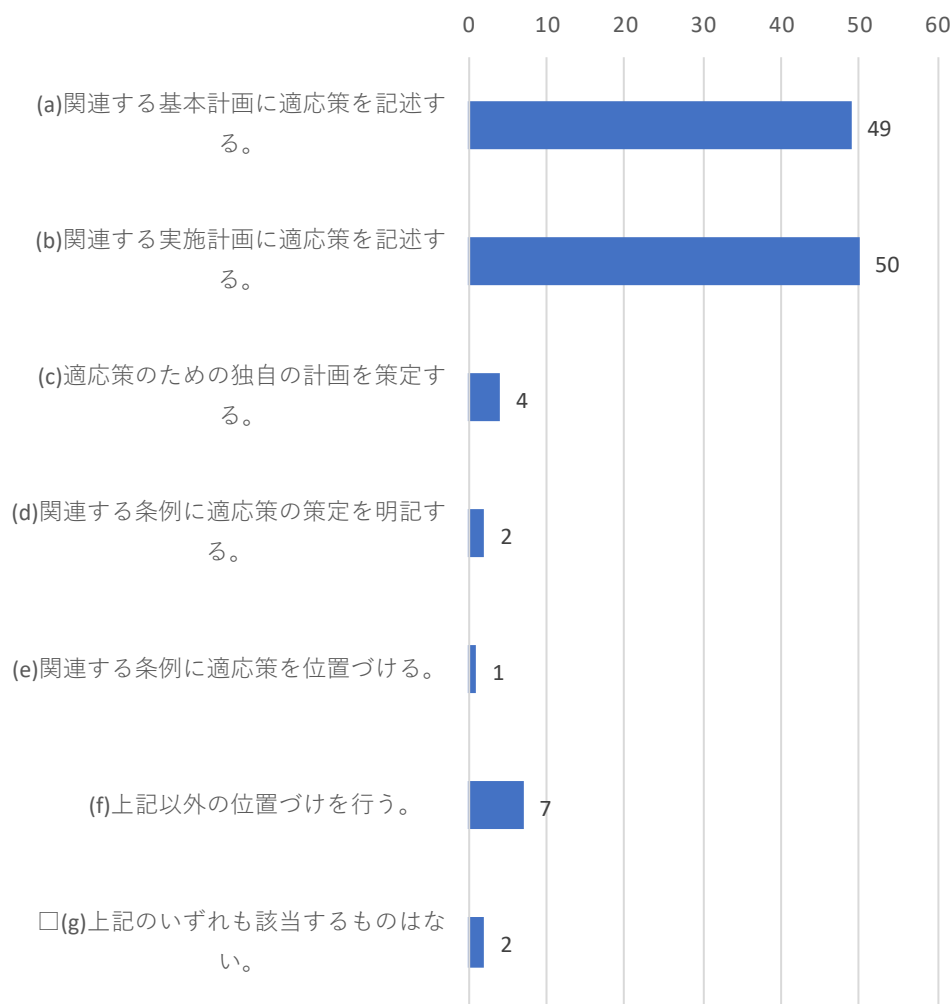
問3. 適応策の制度的な位置づけについて

本問から問6. までは、問2. で「(a)策定済み」または「(b)策定予定」と回答した自治体にのみ回答を求めた。これに該当したのは 100 自治体だった。

「(a)関連する基本計画に適応策を記述する。」と「(b)関連する実施計画に適応策を記述する。」はそれぞれ 49、50 自治体だった。独自の計画を策定もしくは策定予定の自治体は 4 自治体にとどまり、既存の諸計画の一部として記載する自治体がほとんどであることがわかった。環境基本計画や温暖化防止実行計画を含め行政計画は形上、必要に応じて総合的な体制が担保されているものの、「環境部署の計画」とみなされ、他の部署は無関係、というのが実態であるケースが多い。その意味で、多様な因果関係を対象とする適応策を既存の計画で置き換えられると考えてよいかどうかは検討の余地がある。

「(e)関連する条例に適応策を位置づける。」自治体は 1 自治体のみであった。「(f)上記以外の位置づけを行う。」と回答した自治体のほとんどは「検討中、未検討」であった。

問3. 適応策の制度的な位置づけについて

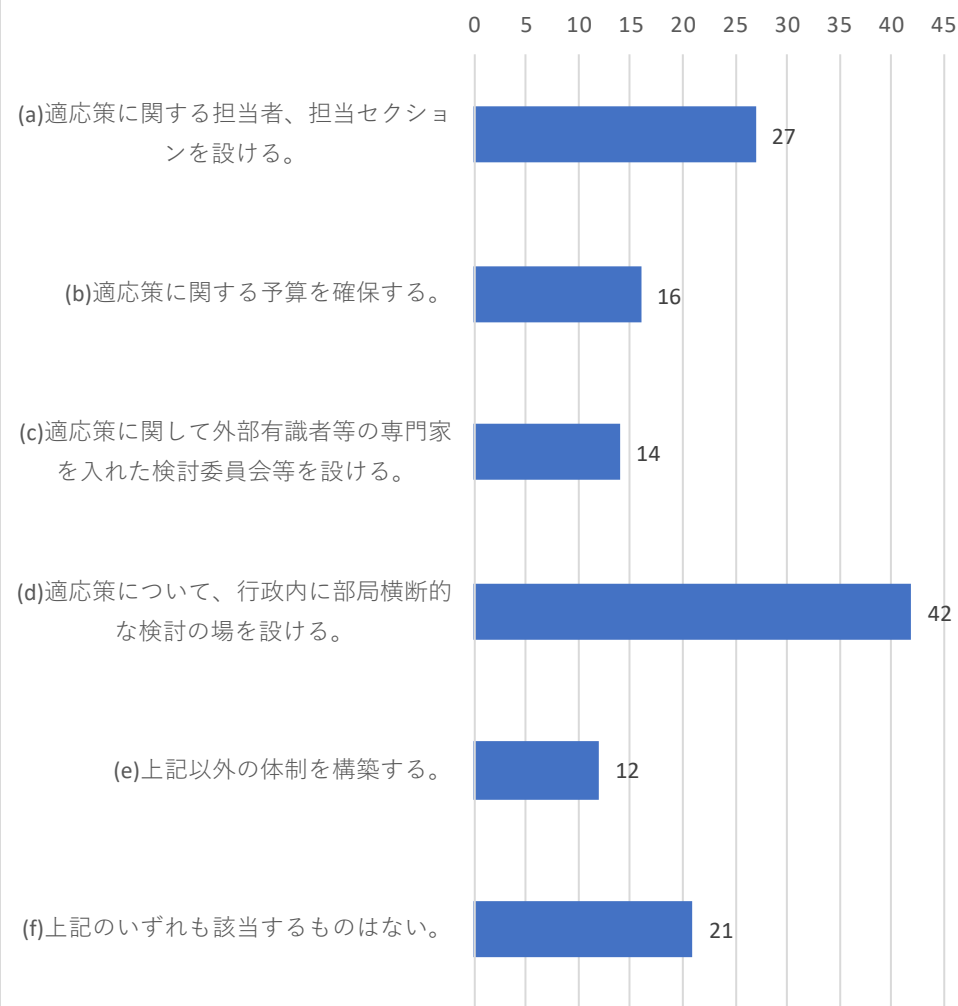


問4. 庁内実施体制について

最も多かったのは「(d)適応策について、行政内に部局横断的な検討の場を設ける。」の 42 自治体(42%)であった。他の「(a)適応策に関する担当者、担当セクションを設ける。」「(b)適応策に関する予算を確保する。」「(c)適応策に関して外部有識者等の専門家を入れた検討委員会等を設ける。」を含め、行政計画を立案する際に通常採用される体制であると考えられるが、回答した部署として最も重視しているのが、「いかに部局横断的に検討するか」であるということが示唆されている。

「(e)上記以外の体制を構築する。」と回答した自治体は、「未定」、「必要に応じて必要な体制を県とする」というところや、「環境基本計画や地球温暖化対策実行計画に基づき所管課が実行する」などの記述があった。

問4. 庁内実施体制について



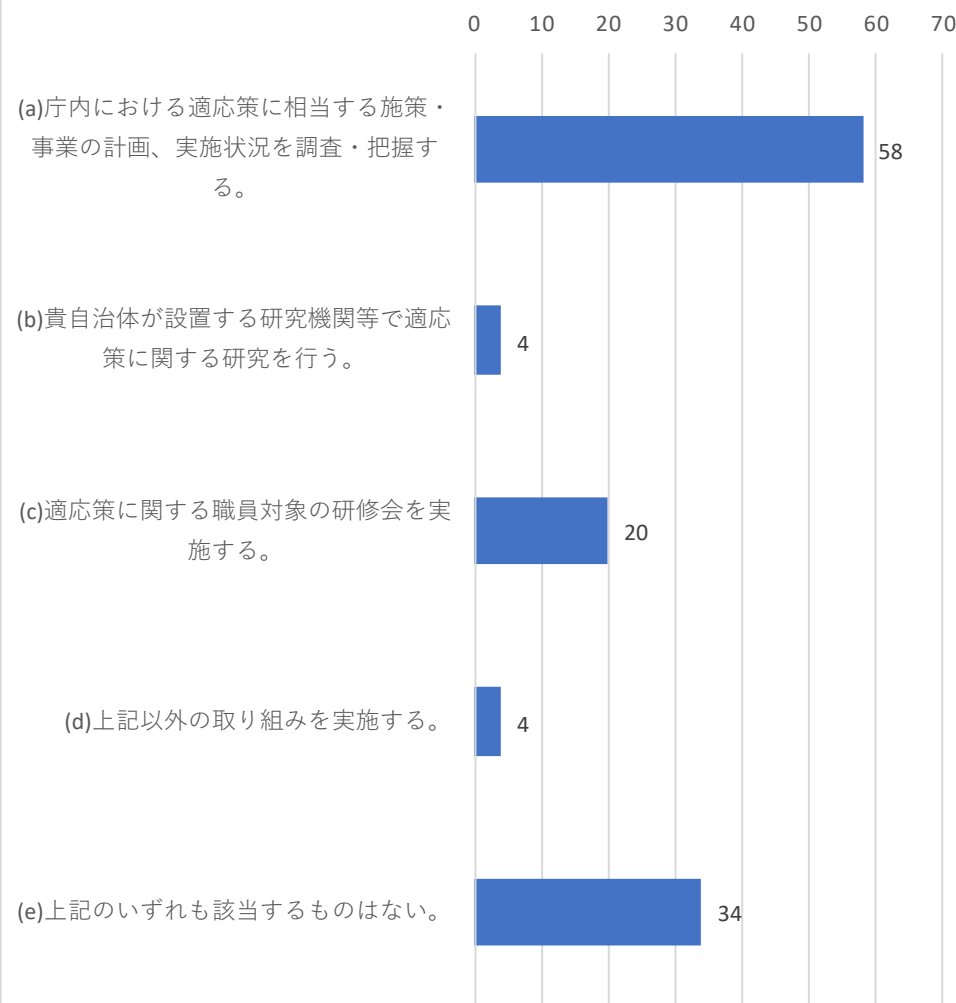
問5. 庁内における基礎的取り組みについて

最も多かったのは「(a)庁内における適応策に相当する施策・事業の計画、実施状況を調査・把握する。」の 58 自治体(58%)であった。小規模自治体にとっては独自の研究機関を設置していないところがほとんどであることから、(b)が少ないのは当然と言える。

「(c)適応策に関する職員対象の研修会を実施する。」と回答したのは 20 自治体(20%)のみであったが、部局横断的な課題である適応策の優先順位を上げるためには、庁内の職員一人ひとりの関心を高めることは必須であると考えられる。その他の自治体は職員一人ひとりの関心をいかに高めようとしているのだろうか。

「(d)上記以外の取り組みを実施する。」と回答した自治体の多くは「未定」であったが、「外部の研究機関等で適応策に関する研究会に参加」との記述もあった。

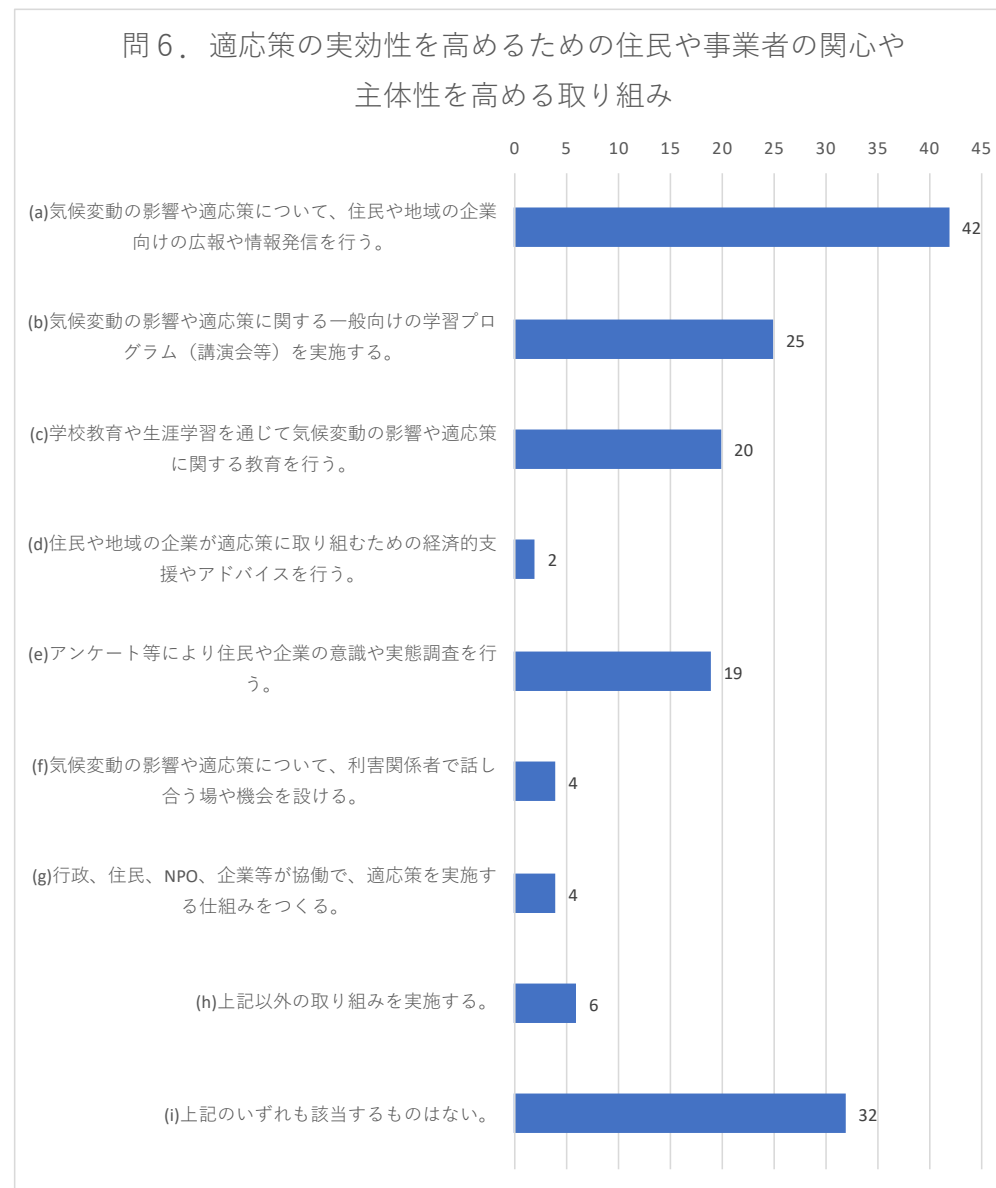
問 5. 庁内における基礎的取り組みについて



問6. 適応策の実効性を高めるための住民や事業者の関心や主体性を高める取り組み

最も多かったのは「(a)気候変動の影響や適応策について、住民や地域の企業向けの広報や情報発信を行う。」の 42 自治体(42%)であった。その他の(b)講演会、(c)生涯学習、学校教育、(e)意識調査は、行政として比較的取り組みやすいものであるためか回答多くがあった一方、「(d)住民や地域の企業が適応策に取り組むための経済的支援やアドバイスを行う。」という企業や住民のエンパワーメントの取り組み、「(g)行政、住民、NPO、企業等が協働で、適応策を実施する仕組みをつくる。」が非常に少なくなっていることは、適応策が行政だけでなく民間の主体的な姿勢、活動と両輪で実効性を獲得するという意味では、問題があると考えられる。

「(h)上記以外の取り組みを実施する。」との回答には、「未定・検討中」のほか、子どもから大人までのリーダー養成の取り組みを挙げている自治体があった。



問7. 率優先的に取り組む地域の存在

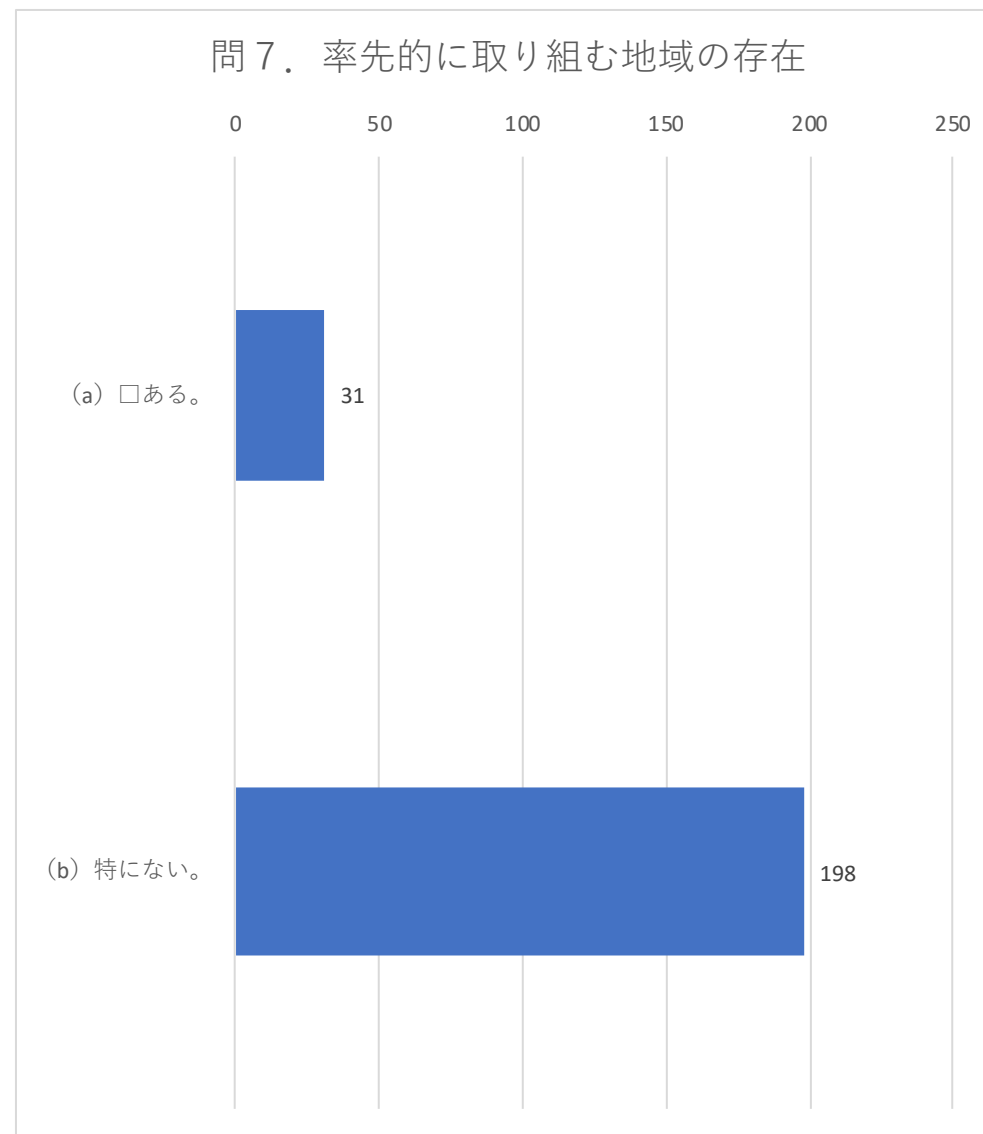
本問から問10. までは全自治体を回答対象とした。

本問では、行政からのトップダウンだけでは実効性のある適応策は困難であるという認識から、「適応共創プログラム」を試行できるだけのポテンシャルをもった地区の有無を確認した。

その結果、「(a)ある」と回答したのは 31 自治体(13%)、「(b)ない」と回答したのは(84%)であった。

率優先的に取り組む地域として挙げられていたのは、自主的に温暖化防止、自然保護、ごみ削減、水質改善、河川美化活動、伝統文化保護、防災、防犯、営農環境保全等に取り組む地域、県の温暖化防止や水害防止モデル地域に指定された地域、「生活排水浄化実践重点地域」として指定された地域、等実に多様な内容が挙げられた。

それを可能にしている要因としては、【自立的な主体】意識の高いリーダーの存在(その行政による認定を含む)、高いスキルを持つシルバー世代の人材の存在、地域のニーズを汲み取るコーディネーターの存在、熱心な小学校の存在(外部機関からの認定含む)、地域で積極的に活動するNPOの存在、【つながり】コミュニティの結束の強さ、団体間の連携、【制度的位置づけ】行政によるモデル指定、条例に位置づけられたまちづくり協議会の存在、専門家(学識経験者)による活動支援、【必要性の顕在化】危機感の高さ、等が挙げられた。



問8. 適応策を行う場合の悩みや課題認識

適応策の計画を策定、実行する上での悩みや課題について尋ねた。目立ったキーワードとしては、人材、財源、科学的知識・知見、情報・ノウハウ、実行体制、等の不足の他、庁内での横断的取り組みの困難さ、適応策が対象とする範囲の広範さ、各事業への適応策の位置づけ方の困難さ、指標設定の困難さ、庁内における優先順位の低さ、先行事例の少なさ、自治体間・官民連携の困難さ、小規模な自治体レベルで取り組めることの少なさ、情報の信頼性の低さ、等が挙げられる。

図 8 は記述内容のテキストマイニング(文章を定量的に扱うための分析手法)の結果である。

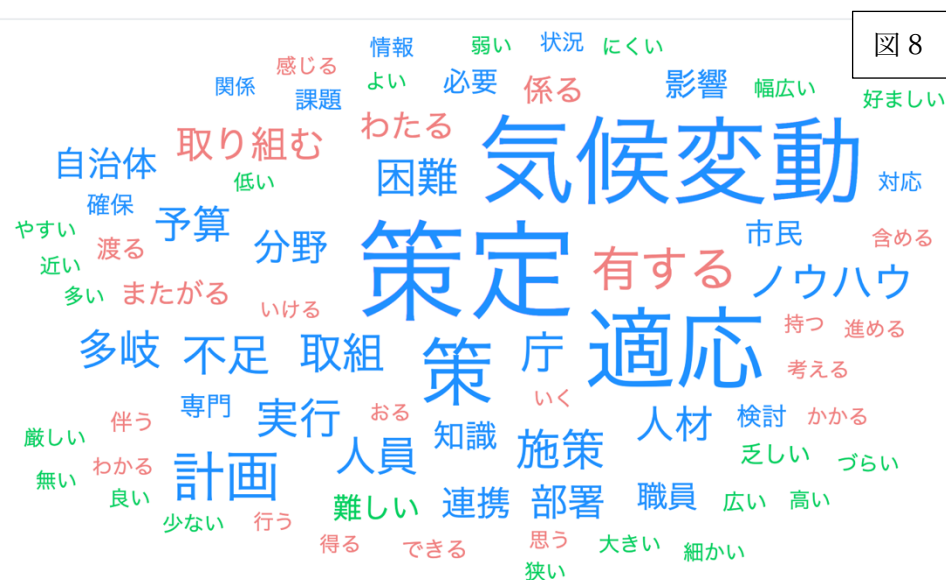
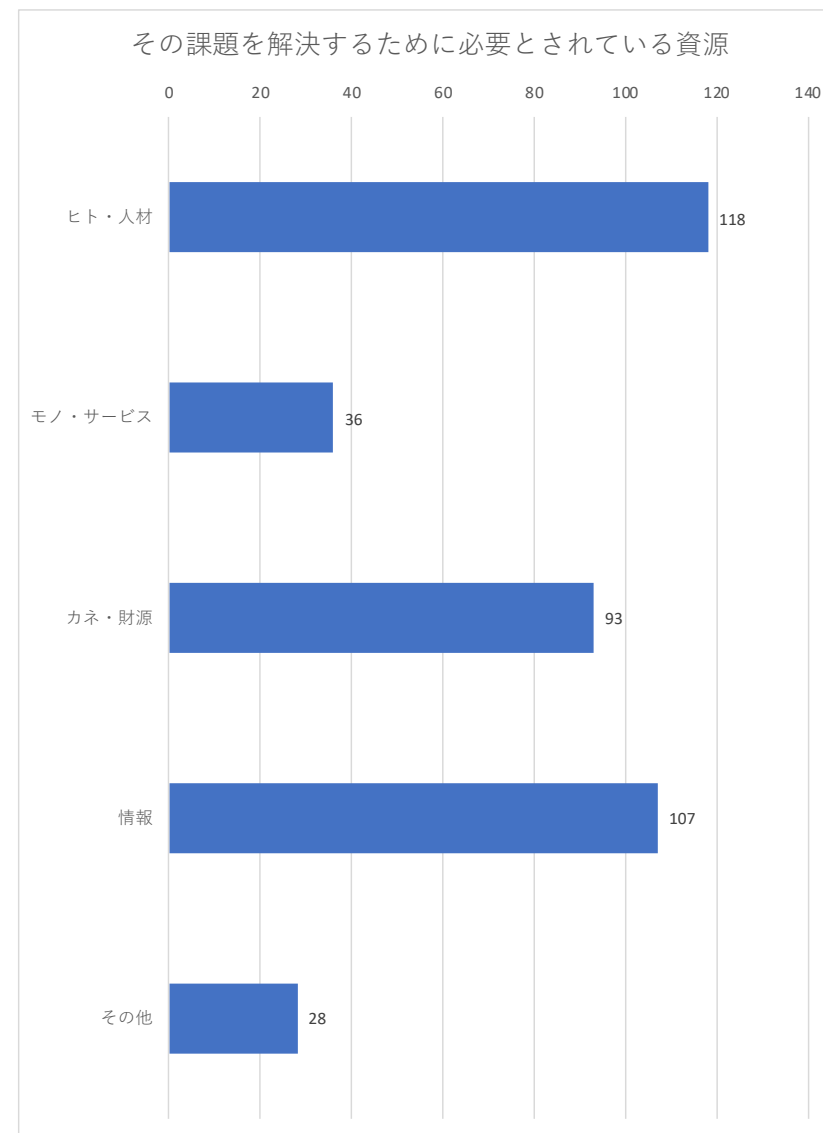


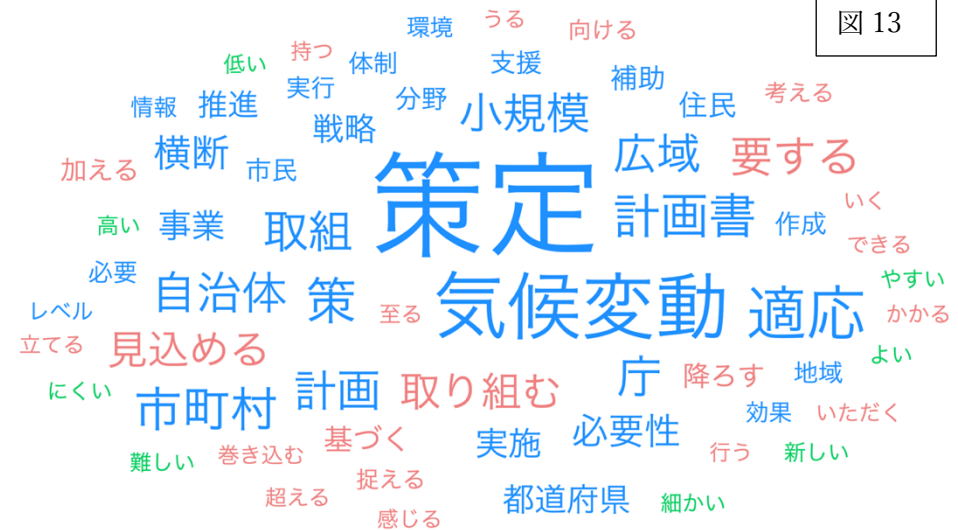
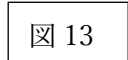
图 8



【カネ・財源】(図 11)計画策定の外注費用のための国からの補助金が圧倒的に多かった。



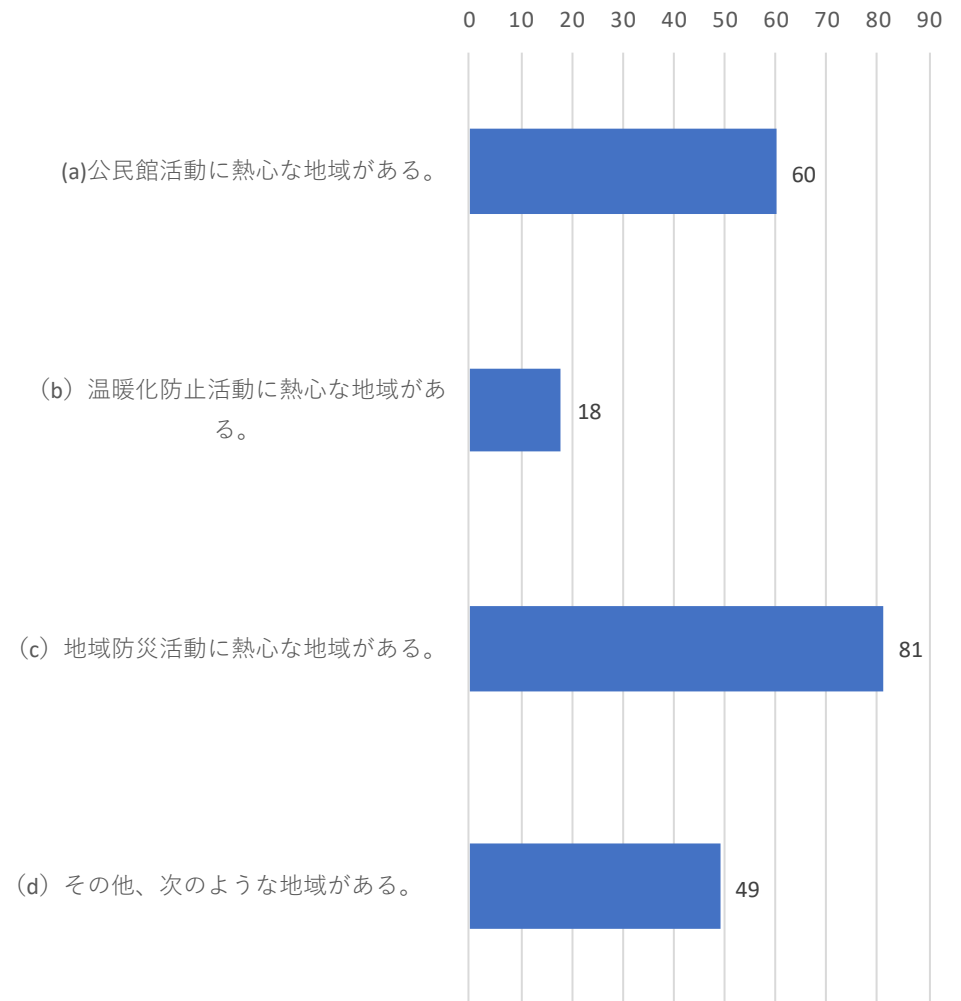
【その他】(図 13) 主な意見として、小規模自治体にとって業務量が膨大になることで取り組みが困難、関係省庁から情報を降ろすことによる関係部署への必要性の意識付け、庁内における気候変動対策の優先順位の低さ、基礎自治体を超えた広域レベルでの対応、モノ・カネよりも地域住民巻き込む戦略と熱意が必要、計画策定よりも実効性を重視して情報を提示していくべき、適応策という抽象的なレベルではない具体的な対応策がわかるような具体的な補助金の出し方、等が挙げられた。



問9. 貴自治体の「住民力」の状況について

最も多かったのは、「(c)地域防災活動に熱心な地域がある。」の 81 自治体(34%)で、次に多かったのは「(a)公民館活動に熱心な地域がある。」で 60 自治体(26%)だった。「(d)その他」として記述があったのは、「地域」という単位ではなくテーマ型の NPO の存在のほか、具体的な実例ではなくすべての区域に設置されたまちづくり協議会等、制度的な位置づけを「住民力」としてみなしているものがあつた。

問 9. 貴自治体の「住民力」の状況について



問10.「気候変動の適応共創プログラム」試行へのご関心の度合い

明確に「(a)関心があり、前向きに参加を検討したいので、詳しい説明を聞きたい。」と回答したのは 1 自治体のみであった。「(b)関心はあるが、実施のための体制、予算等に不安があるので、詳細を聞いた上でエントリーの可能性を検討したい。」と「(c)関心はないし、エントリーを検討する意思はない。」は同数の 94 自治体(各 40%)となった。

「(d)その他の意見」としては、プログラムの内容が不明なので答えられない、関心はあるものの実施が困難、というものが多かった。関心の有無という意味では、多くの自治体に関心を持っていることがわかった。

問 1 0 . 「気候変動の適応共創プログラム」 試行へのご関心の度合い

